

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷五十五第

月八年七十和昭

## 論叢

全體主義的經濟論理……………經濟學博士 柴田敬

戰時船舶全面的徵發への行程……………經濟學士 佐波宣平

強制カルテルについて……………經濟學士 靜田均

## 時論

世界的論理の轉換者日本……………經濟學博士 石川興二

## 研究

マルサス『人口論』の人間觀的基礎……………經濟學士 白杉庄一郎

二つの型の現金殘高……………經濟學士 一谷藤一郎

フランス植民帝國の問題……………經濟學士 河野健二

## 說苑

近世絹織業の分析視角……………經濟學士 堀江英一

## 附錄

彙報

## 強制カルテルについて

靜 田 均

強制カルテルの問題は、第一次歐洲大戰中および大戰後に發出したるもの強制組織に端を發したのであつたが、一九二九年の世界的大恐慌を契機として、各國の經濟統制が俄然強化されると同時に、いたるところ強制カルテル乃至類似の統制方式が採用され、殆んど新時代の一般的流行であるかの觀を呈するに及んで、あまねく世の注意を喚起するに至つた。そしてさらに最近では事變乃至戰爭を契機として、新たにいろいろな強制組織が登場するにつれ、三たびその意義の重要性を主張しつゝあるかに見える。強制カルテルおよび類似の統制方式の研究は、むしろ今後によく期待さるべきであらうが、こゝでは既往の論争を中心として序論的な考察を加へておかうと思ふ。

まづ強制カルテルは自由カルテルと相對する概念であること、強制カルテルは國家の強制によつて形成され、かつ存続するカルテルであること、従つて強制カルテルはそれがカルテルである限り、自由カルテルと共通な本質的諸標識を具備するけれども、他面、自由カルテルと相異つた決定的な特殊性をそなへてゐること——およそこれらの諸點については、だいたひ異論はないやうに思はれる。それにも拘らず、學說の岐れるのは何ゆゑであるか。この間の機微を把握するためには、具體的な事例に即して考察を進めることが便宜であらう。

ドイツのカルテル發展史を回顧すると、最初に問題となつたものは、一九一〇年における加里工業への國家干渉である。一派の學者はこれをもつてドイツにおける強制カルテルの濫觴であると稱し、他のものは嚴密なる意味において強制カルテルは設立されなかつたといふ。そこにはいつたいどんな具體的事實が横たはつてゐたのであるか。

加里工業といへば、ドイツの鑛業では石炭について第二に大きな重要性をもつ部門である。第一次歐洲大戰前におけるドイツの加里工業は、世界市場において確實に獨占的な地位を保つてゐた。それは天賦の資源に立脚する自然的獨占であつて、他に有力な競争國をもたなかつたからである。主要の産地は大別して中ドイツ地方とエルザス・ロートリンゲン地方の二つとなすことができる。<sup>1)</sup>

加里工業のこの獨占的地位は當然にカルテルの形成に對して絶好の刺戟を與へざるをえない。最初の加里シンヂケートは一八七九年にはやくも設立された。當時企業の数はずか四つしかなく、その中二つは個人經營であり、他の二つは州の所有であつた。それから二十年を経過した前世紀の末に至つても、企業数は十をこえなかつた。カルテルの成立は易々たるものであつた。けれども加里工業の高度の有利性が認識されるにつれ、熱狂的な投資が行はれ、新しい企業が急激に勃興した。いふところの『加里熱』(Kaliieber)、『加里景氣』(Kali-rust)の時代が到來したのである。

シンヂケートは新企業の加入を拒むことはできなかつたし、また不良企業の存立を保障するために、不當な高価格を維持することも避けがたかつた。然るに今世紀にはいつてから、新しい鑛區が発見されたので、企業の数

1) H. Levy, Industrial Germany. 1935.

は一段と急激に増加した。かくて企業の數は一九〇八年には五〇、一九一〇年には六八となつた。けれども個々の企業を見ると、生産費のうへに大きな差等があり、總じて新設の企業は舊來の企業よりも能率が劣つてゐた。それは明かに重大な過剰資本化を告げるものであり、シンヂケートの内部に深刻な利害の軋轢を醸醸した。優秀な企業は再び自由競争の時代に歸つて、劣弱な競争者と一戦を交へ、割當制の束縛を脱して、思ふ存分生産能力を發揮しようとするに至つた。カルテルの崩壊と破滅的な競争は、いまや不可避な形勢を呈した。そこで舊プロシヤ州政廳の強制的な措置がとられることになつたのである。一九一〇年の加里業法の制定は、かうした情勢の産物に外ならない。そしてこれに基づいて強制加里シンヂケートが成立したとは、從來普通にいはれたところであり(リーフマンその他)、現に今日でもこの説を主張する學者は決して少くはない<sup>2)</sup>。しかし他方において、有利な反對論の存在することも、たしかな事實である(パッサウその他)。我々はもう少し立ち入つてこの間の経緯を明かにせねばならぬ。

一九〇九年六月三十日、シンヂケート契約の更新が失敗に終るや、個々の業者はいはやくアメリカの取引先と低價格をもつて大量の供給契約を締結し、その結果、激烈な競争戦が展開されようとした。そこで政府は一九一〇年二月加里鹽の販賣に關する法案を起草し、議會に提出した。それは加里業者の販賣組合を設立し、これに加里鹽の一手販賣權を與へようとするものであつて、當時としては新機軸を出したものだといはれてゐる。そしてその骨子は大要次の如き諸點よりなりたつたものであつた。堅坑掘の加里業者は悉く販賣組合に加入することができる。總理大臣は法律公布後一箇月以内に有資格者を指定する。指定をうけた業者は總會を召集して定款を作成し、聯邦審議會の認可をうける。總會の召集後一週間以内に定款が作成されないか、または聯邦審議會の認可

2) Levy, l. c. R. Andreae, Die Entwicklung des deutschen Zwangskartellrechts seit Beginn des 20. Jahrhunderts. 1935.  
3) Callmann, Das Deutsche Kartellrecht, 1934. H. Brunner, Zwangskartelle. 1937.

をえないときは、第二の總會が召集される。第二の總會召集後一週間以内に至るもなほ定款が作成されなるときまたは聯邦審議會の認可をえられないときは、定款は聯邦審議會によつて作成される。さうして定款が總理大臣によつて官報に公示されたときに、販賣組合は成立する云々。

しかし、この法案は委員會で有力な反對にあつたため、政府は強制カルテルの設立を斷念し、國家による價格基準の公定と販賣數量の割當とをもつて満足した。かくして一九一〇年五月二十五日加里鹽の販賣に關する法律が制定されたのである。そこで一派の學者はいふ。もし右の法案が議會を通過して法律となり、國家の命令によつて販賣組合が設立され、定款が聯邦審議會によつて作成されたのであれば、それはたしかに強制シンヂケートであるといふことができるし、またいはなければならぬ。だが、實際はさうでなかつた。それにも拘らず強制カルテルが設立されたと唱へる論者は、法案と法律とを混同するものであると。

これに對して反對論者は、あくまでも強制カルテルであることを力説する。例へばアンドン<sup>イ</sup>はいふ。この場合には、結合に關する國家の命令の代りに、法律によつて創り出された經濟上の強制的情勢が出現したのであつて、そのため加里工業者は、否應なしにカルテルの結成を強制されたのである。法律の條文にのみ囚はれた形式的法律的な考へ方は、この場合に妥當しない。經濟生活の諸現象は實定法的にのみ考察するべきではなくて、經濟的な全局から理解されねばならぬ。この種の出來事は、當時としてはあまりに目新しかつたので、議會は法律によつてカルテルの形成を命ずることに反對した。そこで經濟上の壓迫といふ廻り路を通つて同じ結果をあげべく妥協が成立したのである。加里カルテルは國家によつてその存在を保障されてゐるのであつて、普通の強制カルテルと何ら異なるところはない。アウト・サイダーの強制加入の可能性は存在しなかつたけれども、しかし

4) Passow, Kartelle. 1930.

國家によつて創り出された經濟上の強制的地位は、事實上カルテルの崩壊のみならず、アット・サイダーの擡頭を阻止するに充分であつたと。

以上二つの見解を對置してみて、われわれの知りうるところは、前者が強制カルテルは國家の直接の法的強制によつてカルテルが形成される場合に狭く限定するに反し、後者は強制カルテルの形成には國家の直接の法的強制のみならず事實上の壓迫が加へられる場合もありうるとなす點に顯著なる相違がある、といふことである。換言すれば、前者は形式に重きをおいた法律論的な見方であり、後者は實質に重きをおいた經濟論的な見方であるといへよう。しかし、この場合においては、國家はカルテルの形成そのものを斷念したのであり、カルテルの形成は間接的な効果にすぎないのであるから、これをもつて強制カルテルと解するのはおそらく當をえないと思はれる。

### 三

第二に問題となるのは、國家の威赫によつて成立したカルテルは強制カルテルであるかどうかといふことである。これに關しても、學者の見解は肯定と否定と二つに岐れてゐる。この場合、具體的な事例としてしばしばあげられるのは、一九一五年におけるラインウエストフアリア石灰シンデケートの再建である。

ラインウエストフアリア石灰シンデケートの設立されたのは一八九三年のことであるが、第一次歐洲大戰勃發の頃には、最も強固なカルテルとして世界的に有名であつた。それは割當制度、建値の決定、プール協定、確乎たる輸出政策、共同販賣機關等よりなる高度の組織形態をもつてゐた。しかし今世紀の初めから石灰工業と鐵工業との連結、企業が集団が進展するに伴ひ、いはゆる單純企業と兼營企業との利害の罅隙は次第に深まり、カル

テルを重大な危機に導きつゝあつた。換言すれば、採炭と同時に製鐵を兼營する巨大企業は、採炭のみに没頭する單營企業と異り、石炭シンデケートをばむしろ『競争のための道具』として、自己の立場を有利に展開せんとする傾向があつたのである。<sup>6)</sup>

シンデケートの協定は一九二五年で満期に達する筈であつたので、すでに一九二一年頃からはやくも新しい協定の締結のため、論議が重ねられてゐたが、巨大兼營企業と多數のアウト・サイダーとの間に條件の合致を見ることは、當初から明かに困難と見られてゐた。一九二二年シンデケートは有力なアウト・サイダーであつたプロシヤ政府を加入せしめることに成功したが、シンデケートの決定した價格の引上に同意しなかつたプロシヤ商工大臣は、その手のうちに脱退を通告した。一九一四年の二月に至つて、シンデケートの再組織に關する折衝は終りをづけ、いはゆる *Kohlenzeden* と *Hüttenzeden* との相いれぬ利害を調整することは、殆んど不可能と見られてゐた。が、絶望に近いこの危機を救つたものは、外ならぬ戦争の勃發であつた。シンデケートの崩壊は、經濟的非常時のゆゑをもつて政府の容認するところとならず、協定は政府の壓迫によつて更新されることとなつた。

すなはち一九一五年七月十二日の法令は、業者が九月十五日までにシンデケートを再組織せぬとき、強制カルテルを設立しうる権限をば政府に與へたのである。かうした法令に基づく事實上の壓迫によつて暫定的にシンデケートが更新され、従來盟外にあつたルール地方の國有炭礦も新たに加入した。協定の期限は一九一七年三月三十一日であつたが、一九一六年の十月に新しいカルテル協定が成立し、ルール地方の炭礦は悉く加入することとなつた。メンバーとなつた炭礦は全部で九十三、そのうち十九が *Hüttenzeden* であつた。

6) Levy, l. c.

この場合成立したものは強制カルテルと解すべきであらうか。強制カルテルに非ずとなす論者の主張するところによれば、一定の期日までに自由カルテルが設立されぬ場合に對し、政府による強制カルテルの設立をもつてあらかじめ威嚇するのは、直接的な國家の強制とはいひがたい。かうした事實上の壓迫のもとに自由カルテルが成立することはありうるところである。一九一五年のドイツにおける石炭カルテルの事例について見るに、國家は業者の意思に反して強制的にカルテル結成をなしうる権限を與へられたが、しかし國家はこの権限を行使せずにとつた。すなはち指定期日の直前である九月十四日にいたつて業者の語が纏り、石炭シンデケートを延長することに決したからである。傳家の寶刀がまさに鞘をはなれんとした土壇場に、業者の自由意思に基づいて更新が行はれたのであるから、これは自由カルテルであつて強制カルテルではないと。<sup>7)</sup>

ところが、一部の經濟學者はこの場合をもつて強制カルテルが成立したものと解してゐる。けだし、國家の威嚇は單なる法令の睨みではなく、一定の日限をきつて事實上の壓迫を直接加へることによつてカルテルの更新をはかつたものであるのみならず、その客觀的效果もまたカルテル結成の直接の命令に基づいて成立した場合と何ら異なるところがないと考へるからである。すなはち兩者の見解の岐れるゆゑんは、法的な強制が強制カルテルの不可欠の要件か、それとも事實上の壓迫をもつて足りるかといふ點にある。<sup>8)</sup>

なほこれに關しては、いはば中間的な立場に立つ見解もあることを附け加へておく必要があらう。例へばイザイはいふ。國家の強制がカルテルの法的構造に總じて現はれない場合、強制がむしろ單なる事實上の壓迫の中に存在する場合には、せいぜい『眞正ならざる強制カルテル』(unechte Zwangsartelle)と云へるだけである。經濟學者はおそらくこの場合をも強制カルテルといふかも知れない。何となれば、公益のため國家の壓迫のもとにカル

7) Passow, l. c. Andreas, l. c.

8) Beckerath, Kräfte, Ziele und Gestaltungen in der deutschen Industriewirtschaft. 1924.



テルが形成されたのだから。しかし、法律家は法的構成における強制が全然現はれなかつたといふ理由で、これを強制カルテルにわざとほおかないのであると<sup>9)</sup>。要するにかゝる主張は、強制カルテルに關してはいはば經濟學的概念と法律學的概念とありうることに、兩者の間には若干の相違あること、イザイ自身は法律學的な見地から強制カルテルを考察すること等を語るものに外ならぬ。しかし、個々の學者の説を點檢すると、經濟學者必ずしも法律學的概念規定を與へてゐないとはいへないし、また法律學者必ずしも經濟學的な概念規定をとらないとは限らないのであつて、その意味ではむしろ著しく統一をかき、雜然紛然としてゐるといつてよい<sup>10)</sup>。

ところでこれを前の一九一〇年の加里工業の場合に比較してみよう。さうすると、われわれは次のやうな相違を見出すことができる。加里工業の場合においては、政府は必ずしも加里カルテルの結成を意圖したわけではなかつた。販賣數量の割當や價格の公定は、カルテルの結成を容易にし、もしくは促進したに違ひないが、しかしそれは『道を平らかにした』<sup>11)</sup>といふに止まり、カルテル結成はむしろ間接的に現はれた副次的効果と見るべきであつた。しかるに一九一五年の石炭シンデケートの更新の場合においては、カルテル結成に對する國家意思は端的に表明され、しかも日限まで公示されてゐるのであるから、業者に對する國家の威嚇なり壓迫なりは全く直接的である。それは國家が業者に對してカルテルの更新を命じ、業者が應じなかつた場合、國家みづからの手によつてカルテルを結成するやり方と甚だしく酷似してゐる。兩者の相違は極めてわづかであり、實質的には殆んど相違はないかも知れない。この點、一九一〇年の加里工業の場合と著しく異なる。一九一〇年の加里シンデケートを強制カルテルと見ない多くの經濟學者が、一九一五年の石炭シンデケートの更新を強制カルテルと見做すことは、決して理由のないことではない<sup>12)</sup>。それにも拘らず私自身は、これをもつて嚴密な意味の強制カルテルと見な

9) R. Isay, Studien im privaten und öffentlichen Kartellrecht. 1922.

10) Tönes, Die Zwangssyndikate im Kohlenbergbau. 1921, Callmann, l. c.

11) Tschierschky, Zur Reform der Industriekartelle. 1921.

12) 國弘員人 統制經濟とカルテル組合; 高宮晋 企業集論.

い立場に賛意を表せんと欲するものである。なぜなら、この場合ははやり法令の脱みによる間接の強制と考へられるからである。

## 四

第三に問題とされるのは、大戦中に設立された靴や石鹼の生産販賣會社である。一九一六年末のいはゆるヒンデンブルグ綱領の發布以後、ドイツの戦時經濟は明かにより高度の段階に轉入した。統制は極度に強化され、徹底的な重點主義の採用を餘儀なくされた。それと同時に新たに強制的な組織が相ついで出現したことは、むしろ必然の大勢でなければならぬ。ところで問題の靴會社は、一九一七年五月十七日の命令によつて設立されたものであつて、現存の原料および消費者の注文をば生産者に割當るものである。目的は一六〇〇ほどの工場のうち大多數の工場を閉鎖し、ごく少數の優秀工場に生産を集中せんとするにあるが、閉鎖工場に對しては、操業工場の利潤をもつて補償を與へた。注文および原料の割當は、靴工業の監視委員會の指圖によつて決められるのであるが、委員二十五名は總理大臣によつて任命されるのである。同様の組織は一九一七年七月九日の勅令によつて石鹼工業にもつくられた。この種の強制組織は強制カルテルであるかどうか。これに對しても、學者の見解は二様に分れてゐる。

肯定説の代表として、こゝではイザイをかりよう。<sup>13)</sup> いはゆる強制カルテルは大別して二つの範疇となすことができる。第一のものは企業者の自由契約に基づいて設立され、私法的形態をとるに反し、第二のものは國家が法令によつて直接つくつたところの公法的社團である。前者にあつては、國家が多かれ少かれ柔かな壓力を加へて企業者を結束せしめるのであるが(石炭・加里)、なほ自由契約によつて成立したカルテルであつて満期に達せんと

13) Isay, l. c.

したものが、國家による強制的な期限延長の結果、崩壊を免れた場合もこれに屬する（鐵鋼、酵母）。しかるに強制カルテルの第二の範疇にあつては、國家は私法的な團體の形成を強要したのではなく、公法的社團を創設したのである。前記の靴や石炭の生産販賣會社の如きは、まさにそれである。

イザイによると、強制カルテルにはかやうに二つの範疇があるが、双方にとつて共通なのは、その成立に際して國家が助産婦の役割を演ずるのみならず、カルテルの全生涯を通じて監視人および訓育者として付き纏ふといふことである。國家の代表者はあらゆる會議に参加し、必要の場合に容喙することができる。これらの強制シンデケートは、二つの點において自由シンデケートと相違する。すなはち第一に、これらの強制シンデケートは國家の意思に反して崩壊することはできない。第二に長るべきアウト・サイダーをもたない。換言すれば、國家によつて保障された存在と國家によつて保障された獨占をもつ。だが、獨立せる企業者の團結によつてある産業部門の内部における經濟を統制せんとする以上、それはカルテルである。

右に紹介した強制カルテルの第一の範疇、すなはち國家の『穩かな壓迫』によつて成立したカルテルとは、とりもなほさず『國家の威嚇』によつて成立したカルテルであり、従つてそれが強制カルテルであるかどうかについては、論争のあるところであるが、強制カルテルの第二範疇である公法的社團が強制カルテルであるかどうかについても疑義がある。すなはちこれらの會社は、公權力の發動によつて成立した限りにおいて、國家の強制に基づくものに相違ないし、また原料や註文の割當をやつてゐる限りに於いて、シンデケートに類することはたしかである。しかし、それは戦時經濟の必要に應じて生れた獨特の強制組織であつて、これを強制カルテルと見做すべきではない、と一派の學者は抗辯するのである。

例へば、パッサウはいふ<sup>14)</sup>。これらの強制組織は多分に官廳的性質をもつたもので、業者の固有の自治に對しては何ら活動の餘地を剩さないほど、立入つた國家的統制が加へられてゐる。國家の強制による業者の結合が問題なのではなく、國家が當該産業全體に對する統制權を握つてゐるのである。さうしてこの種の措置が講ぜられたそもその動機は、個々の工場間における競争を統制せんとするものではなかつた。原料たる皮革は拂底をつけ、少量の生産しか行はれなかつたから、カルテルの誘因は存しなかつた、といつてよい。むしろ思ひ切つた經營の合同を強行し、同時に閉鎖した經營に補償を與へんとするものなのである。閉鎖した經營に補償を與へ、少數の高能率經營へ生産を集中することは、業者同志の私的な協定によつても行ふことができないわけではない。現に大戰當時のドイツにおける木棉紡績業や織布業にこの種の事例が見られた。しかるに靴や石鹼の場合にあつては統制の實際にあたるものは官僚ではなく、業界のエキスパートであつたが、それは業者の私的利益の保護機關ではなく、一般的な國家の利益においてその機能を果たすものである。従つてもはやカルテルではなく、戦時における特殊な強制組織である、といはねばならぬ。

要するに否定論の最大の根據は、國家の立ち入つた干渉によつて自己決定能力を喪失したものは、もはや強制カルテルではない。カルテルである以上は、その内部に自主性を保有してゐなければならぬといふにある。これに反して肯定論は公法的社團こそ、最も嚴密なる意味の強制カルテルであると主張する。けれど、公益のため國家干渉は、この場合においてこそ最も全面的に加へられるからである。従つて説の岐れるのは、前の加里工業や石炭工業の場合の如く、實質に重きをおくか形式に重きをおくかにあるのではなく、むしろカルテル本質觀の相違にかゝつてゐる、と云へよう。

14) Passow, l. c.

15) J. Flechtheim, Die rechtliche Organisation der Kartelle. 1923.

この場合注意を要するのは、反對論者であるパッサウの主張の根柢には次のやうな見解が横たはつてゐるといふことである。すなはち強制カルテルなるものは、いやしくもカルテルである限り、構成員の利益のために市場を規制せんとする業者の自律的共同體たる性格を有しなければならぬ、といふ考へ方である。この見地よりすれば、消費者の利益のため、特に國庫の利益のため、生産および販賣を規制せんとする官廳的性格の濃厚な強制組織を強制カルテルでないとするのは、むしろ當然であらう。

ともあれ問題の靴會社にあつては、總會や重役會議はあるけれども、實權は悉く政府の命じた監視委員會に委ねられてゐるのであつて、委員會は會社の構成員たる關係業者に對して生産の種類・場所・範圍・販賣・販賣價格を指定し、原料の配給、注文の割當等を行ふほか、會社の行動そのものをも監視するのである。監視委員會は會社を完全に支配し、理事會は單なる執行機關にすぎない。それは、國家管理の一形態を意味するものに外ならぬ。構成員たる關係業者にとつては、もはや獨自の見地よりする自己責任的な行動の餘地は存しないのである。従つてこの場合を強制カルテルと見做さないのは、むしろ至當といふべきであらう。

## 五

強制カルテルは、國家の直接の強制によつて成立したカルテルである。關係業者が國家によつてカルテルで團體にまで結合されることを必要とする。新團體の結成が國家によつて要求されるか、あるひはアウト・サイダーが既存のカルテルに加入せねばならぬ。

しかし自由カルテルがすでに存在し、單にアウト・サイダーの活躍によつて牽制され、弱體化した場合には、國家は必ずしもアウト・サイダーのカルテルへの加入を強制することなくして、カルテルの強化をはかることが

できる。すなはちアウト・サイダーに對してカルテル協定に従ふべく國家が強制するならば、アウト・サイダーのカルテルへの加入を強制しないでも、その目的を達しうる筈である。アウト・サイダーは依然としてアウト・サイダーであり、カルテルの外部に残存してゐるのだが、しかし效果は加入した場合と殆んど變りはない。

しかもかうした統制方式は、大恐慌以後各國において採用されたところである。わが國の重要産業統制法、工業組合法、商業組合法、貿易組合法の中にこの種の規定が設けてあることは周知の事實であらうが、ベルギー、オランダ、オースタリー等の諸國の立法にも見られるし、またアメリカ合衆國の産業復興法 (NRA) の趣旨も同巧異曲といつてよい。そして多くの學者は、この種の立法を強制カルテル法と名づけてゐるのであるが、他方これに對しては有力な反對論がある。すなはち一部の學者は、強制カルテルの概念をより狭く限定し、上記の如き場合には、既存のカルテルとアウト・サイダーとの間に組織的結集を缺くがゆゑに、カルテルとしての本質的な標識を具備せざるものとして、一應別箇に取扱ふ<sup>16)</sup>。いはく、これは一般拘束的團體決議 (Der allgemeinen verbindliche Verbandsbeschluss) であつて、強制カルテルではないと<sup>17)</sup>。さうしてこの見解は最近わが國においても追隨者をもつてゐる。

だが、一般拘束的團體決議にせよ、強制カルテルにせよ、その經濟的目的および效果は、殆んど同一である。市場の統制、破滅的競争の防止、生産と需要の適合、品質の改善等を目圖する點においても、カルテルへの加入を好まざる外部の競争者をカルテル的拘束に服せしめる點においても、何ら相違は存しない。強制カルテルに非ずと主張する論者も、このことは充分に認めるところである。

では強制カルテル化と一般拘束的團體決議との相違は、何處に見出されるのであらうか。この問題に關しては

16) J. W. Reichert, Die Kartellgesetze der Welt. 1935. Eber, Klug.

17) Brunner, Zwangskartelle.

ブルンナーの説明が最も周匝である。すなはち相違は兩者の追求する經濟的目的に存するといふより、むしろ經濟的目的を達成するための法律上の技術の中に横たはつてゐる。強制カルテルにあつては、關係業者は悉くカルテルのメンバーとなる。しかるに一般拘束の宣言にあつては、目的達成の技術的手段が異なるから、アウト・サイダーは依然としてカルテルの外にあるが、しかしカルテルの協定事項の効果は、彼等非加盟者にも擴大適用される。この場合、影響可能性は外部に向けられる。カルテルの決議は内部關係を規律するのみならず、外部關係をも規律する。

これに反して、強制カルテルにあつては、影響の可能性は内部に向けられる。強制カルテルは、擴大された團體範圍の域内における生産關係および販賣關係を規律する。個々の關係業者は強制カルテルの團體生活に參與する。彼等のみづから團體の構成分子となり、自己の利益を團體の利益に従屬せしめなければならぬ。

一般拘束的決議の効果はこれと異なる。カルテル團體は、アウト・サイダーの全然關與しない權力要求をもつてアウト・サイダーに面する。アウト・サイダーは彼れの上に位する團體から、彼にとつて競争と感じられる力を加へられ、その經濟關係を左右されるのである。

しかしながら、一般拘束的宣言の効果は概して次の點にある。すなはちアウト・サイダーが團體意思の構成に參加せんがため、團體のメンバーたらんと努力するであらうといふこと、これである。一般拘束的宣言に必然的なものは、門戸開放の原理である。團體への所屬の問題は、それゆゑ個人的義務の問題ではなく、個人的權利の問題となる。これを強制カルテルに比較すると、かゝる統制はより自由であるやうに見えるかも知れない。個人の自由といふことは第一次的權利である。そこには加入の自由が存在する。しかしながら、さらに立入つて考

へれば、このことは必ずしも無條件的に妥當しない。何となれば、強制カルテル化においても、團體への合體といふ結果を生ずるのは、それ白體のためではなくて、團體の機關および國家によつて決定された市場態度にまで關係者を誘ひ込まんとするのだから。競争關係の制限といふことは、市場統制の二つの形式にとつての最終目標なのである。

強制カルテルと一般拘束的決議との相違は、内容的に條件づけられてゐる。すなはち一般拘束的團體決議が、その範圍において個々の規定に限られるに反し、強制カルテルにあつては個人の統一的統制への從屬は完全である。といふのは、アウト・サイダーはカルテルへの加入によつてはじめて規約的制限の全體に從屬するからだ。實質的に制限された一般的な團體決議は、強制カルテルへの所屬よりも決定的でないらしく見える。

しかし、この區別も立入つた考察を加へると消え失せてしまふ。強制カルテルもまた一定の生産關係または加工關係および一定の市場關係に自己を限定しうるからである。その統制は價格の決定と條件の決定につきることがある。他方においては一般拘束的團體決議といへども、もし割當や賦課金に關する義務を包含するならば、遂かに企業者の創意を制限したものとなりうるであらう。

強制カルテルと一般拘束的團體決議との相違は、それゆゑ内容よりもむしろ形式に横たはつてゐる。統制が包括的なものか、または制限的なものであるか、より自由なものか、より秩序づけられたものかは、個々の具體的な場合の情況に依存し、用ひられた手段によつては制約されない。一方がより多く『國家社會主義的な』要素を現はし、他方がより多く『私經濟的な』要素を表現するといふわけではない。これら二つの要素のいづれが強烈であるかは、むしろ關係者たちの考へに依存するのであり、とりわけ國家機關の考へに依存する。いづれの制度も國家の権力手段をもつて經濟の自己組織を支持するのに役立つ。兩制度とも、生産關係および販賣關係に



對する本來の構成的影響が、權力手段をもつて裝備された團體に歸屬し、國家は理念よりすれば、經濟的利益のエイゴイズムに超然たる指導をなし、種々の利益集團の壓力から生じた綜合果を具現しないところの當該經濟部門を超越した制度として單に監視を加へる限りにおいて、分散的に作用するに適してゐる。兩制度とも、しかし濫用の惧れがないではない。經濟的自己組織の代りに、國家權力の經濟的生活領域への過度の滲透を齎らしうるからである。

強制カルテルと一般拘束的團體決議とが、その經濟政策的意義において、すなはちその目的および効果において本質的な相違のないことは、以上に述べたブルンナー自身の説明によつて何よりも明かであらう。多くの論者がこの二つのものを一樣に強制カルテルとして取扱ふことは、この意味において首肯しえられる。にも拘らず、ブルンナーが兩者を區別すべきであると主張するのは如何なる理由にもとづくのであるか。それはひつきやうするに一般拘束的團體決議にあつては、アウト・サイダーは既存自由カルテルの協定への参加を國家によつて強制されるとしても、團體への加入を強制されない以上、依然としてアウト・サイダーであり、従つて連帶的市場關係(Das solidarische Marktverhalten)は形成されるにせよ、組織的な結集(Die organisatorische Zusammenfassung)を缺くといふ點にあるものゝ如くである。私自身この説を肯定するに吝かではない。しかしなほ一つの疑問をもつ。いつたい強制カルテルとは何であるか、それは國家による一定産業部門のカルテル的組織強制に外ならないであらう。むしろ自由カルテルといへども私的な組織強制はある。さうしてそれが對内的組織強制と對外的組織強制とに分れることは普通に説かれるところである。もし私的な組織強制の代りに國家的な組織強制を伴ふカルテルを強制カルテルと觀念するならば、對内的組織強制であると對外的組織強制であるとを問はず、それが直接國家によつて加へられた場合、當該カルテルは自由カルテルから強制カルテルに轉化したといひえないであらうか。